

放射性セシウムを含む稲わらを飼料として給与した牛肉の流通について(第4報)

1 概況

国の暫定基準値を超える放射性セシウムを含む稲わらを飼料として与えていた牛の411頭(福島県二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市及び会津坂下町)が出荷された件で、そのうちの192頭が須賀川市の農家から西宮市食肉センターに出荷され、うち2頭の牛肉の一部が奈良市内の1施設に流通していることが判明し、西宮市から流通状況にかかる調査依頼がありました。本市が調査した結果をお知らせします。

2 当該牛肉の個体識別番号と流通経路

個体識別番号	と畜日	施設	仕入日	仕入数量	提供状況
02779-10088	4月19日	飲食店 (同一店舗)	5月3日	22.5 kg	利用客に すべて提供済み
			5月21日	22.9 kg	
05010-05436	4月19日		5月30日	9.9 kg	利用客に すべて提供済み

2頭の牛肉の一部が西宮市食肉センターから出荷され、大阪府内の卸売業者を経て、奈良市内の飲食店1施設に納品されていました。

当該牛肉にかかる放射性物質による汚染の有無は確認されておりませんが、今後も市内への流通が確認されれば直ちに流通調査を行い、市民の皆様へ情報提供していきます。

3 市民の皆様へ

現在、他の個体で検出されている放射性セシウム濃度では、仮にこれらの牛肉を数回食べたとしても、医学的に影響が出ることはないといわれており、健康上の問題を過度に心配する必要はないと思われます。